



松本市高齢者の元気応援プロジェクト

～募集要項～

松本市では、介護予防普及啓発事業及び地域介護予防活動支援事業として、一般介護予防の積極的な取り組みをしている事業所等を「松本市高齢者の元気応援プロジェクト推進事業所」に認定し、その情報を市のホームページに掲載するとともに事業所一覧を作成して、市民のみなさんへ紹介し、利用促進を行います。

1 登録の趣旨

松本市では、高齢の皆様がいつまでも健康で自立した生活を送れるために、介護予防の仕組みづくりをします。そのためには、まず、市と住民組織団体に加え、介護予防に携わる事業所や団体・民間企業と連携し、介護予防に取り組む必要があると考えています。

そこで一般介護予防に取り組んでいる事業所等を認定し、市民の皆様にも周知のうえ利用促進を行います。

申請にあたっては、「松本市高齢者の元気応援プロジェクト推進事業所認定制度実施要綱」をご確認ください。

2 認定の要件

- (1) 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業以外の事業であること。
- (2) 積極的な介護予防の取り組みが見込めること。
- (3) 主に65歳以上の松本市民を対象とした一般介護予防の取り組みのうち、次の内容が2つ以上含まれていること。
 - ア 運動機能向上（ウォーキング、健康体操など）
 - イ 口腔機能改善（歯科指導、口腔体操、ボイストレーニングなど）
 - ウ 低栄養対策（10品目食品摂取のための普及・啓発、カロリー表示など）
 - エ 閉じこもり予防（見守り、声かけなど）
 - オ 心の健康（音楽療法、空き部屋や店内の空きスペース等を利用した健康相談開催など）
 - カ 認知症予防（脳トレなど）

- (4) 事業は月 1 回以上開催し、1 回当たりの開催時間は60 分以上とすること。
- (5) 事業内容を市のホームページや、市民に配布する事業所等一覧等に紹介することに同意すること。
- (6) 利用者の安全や個人情報の保護に留意すること。
- (7) 松本市内で、事業を行っていること。
- (8) 事業開催場所では、良く見える場所に、松本市が発行する「松本市高齢者の元気応援プロジェクト推進事業所認定証」(様式第 3 号)を掲示すること。
- (9) 特定の政党もしくは政治的団体又は特定の宗教のための活動を行う団体でないこと。
- (10) 団体の関係者等が、反社会的団体又はその統制下にある団体及び公序良俗に反する者でないこと。

3 提出書類

- (1) 事業認定を希望される方は、「松本市高齢者の元気応援プロジェクト推進事業所認定申請書(様式第 1 号)」(以下「申請書」という)を提出してください。(内容を審査し、認定の結果が通知されます。)
- (2) 認定された事業所等は、年度末に必ず「松本市高齢者の元気応援プロジェクト実績報告書(様式第 4 号)」(以下「報告書」という)を提出してください。

4 その他

申請書及び報告書は、松本市のホームページからもダウンロードできます。

5 申請書の提出先及び問い合わせ先

松本市 健康福祉部 高齢福祉課 介護予防担当

住 所：〒390-8620 松本市丸の内3-7

電 話：34-3237

FAX：34-3026

E-mail：c-hokatsu@city.matsumoto.lg.jp

